

## 新潟市地域密着型サービスの指定に係る同意及び利用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定及び法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る法第78条の2第4項第4号及び法第115条の12第2項第4号に規定する市区町村の長の同意の基準並びに他市区町村からの転入者に係る利用の条件についての基準を定め、法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所及び法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下「地域密着型サービス事業所等」という。）の適正な運営と円滑なサービス利用に資することを目的とする。

### (同意する基準)

第2条 新潟市内に所在する地域密着型サービス事業所等の指定に関して、他市区町村の長から同意を求められた場合は、以下の各号の要件をいずれか満たす場合に同意するものとする。

- (1) 介護保険制度の改正等に伴い地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）に位置付けられたサービスであり、現在、当該地域密着型サービス事業所等を利用しているなど、継続的な利用が望ましいと認められる場合

(2) 非常災害や虐待を理由とする避難など、特にやむを得ないものと認められる場合

(同意を求める基準)

第3条 新潟市外に所在する地域密着型サービス事業所等の指定に関する他市区町村の長の同意については、当該事業所が所在する市区町村の長の同意の見込みがあり、かつ、以下の各号の要件をいずれも満たす場合に求めるものとする。

(1) 新潟市の被保険者が利用を希望している地域密着型サービス事業所等と同種の地域密着型サービス事業所等又はそれに代わる同様のサービス事業所が新潟市内に所在せず、当該地域密着型サービス事業所等の利用以外に要介護状態の軽減や悪化防止の目的が果たせないと認められる場合

(2) 新潟市の被保険者が利用を希望している地域密着型サービス事業所等が、新潟市の隣接市町村に所在し、新潟市の被保険者の住民票の登録地の日常生活圏内と認められる場合

2 前項各号によらず、以下の各号の要件をいずれか満たす場合、同意を求めるものとする。

(1) 介護保険制度の改正等に伴い地域密着型サービス等に位置付けられたサービスであり、現在、当該地域密着型サービス事業所等を利用しているなど、継続的な利用が望ましいと認められる場合

(2) 非常災害や虐待を理由とする避難など、特にやむを得ないものと認められる場合

(他市区町村からの転入における条件)

第4条 他市区町村から新潟市に転入し、新潟市内に所在する認知症対応型共

同生活介護事業所，介護予防認知症対応型共同生活介護事業所，地域密着型特定施設入居者生活介護事業所，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所の利用を希望する者は，新潟市に転入後 3 か月を経過した者でなければならない。ただし，非常災害や虐待を理由とする避難など，特にやむを得ないものと認められる場合はこの限りではない。

#### 附 則

この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。